

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

財務監査の結果について

令和4年1月25日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 松井 宣之

監査委員 齋藤 伸志

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく検査を執行した結果は次のとおりです。

- 1 監査の期間
令和3年10月1日から令和4年1月25日
- 2 監査の対象
令和2年10月1日から令和3年9月30日までに執行された令和2年度
下半期及び令和3年度上半期分の財務に関する事務
- 3 監査の結果
別紙のとおり

令和3年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 財務監査結果報告書

1 監査対象

令和2年10月1日から令和3年9月30日までに執行された令和2年度下半期及び令和3年度上半期分の財務に関する事務

2 監査実施期間

令和3年9月27日から令和4年1月25日まで

3 監査方法

事前に各所管に対し関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

4 監査結果

監査対象となった財務に関する事務の執行について、契約及び収入・支出は予算どおり、かつ、適法・適切になされているか、現金、預金、借入金及び財産の管理状況は適正かに主眼を置き、検査、照合等を実施した結果、不当な予算の執行は認められず、概ね目的に従って適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

一方、財務事務の一部で改善や検討を要する事項もあり、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

(1) 措置を求める事項

ア 債権管理について

債権管理について、神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例及び同施行規則で定められている台帳が一部の債権で整備されていなかった。

今後、被保険者数の増加や負担割合の2割区分導入に伴い、債権が増加することが予想される。債権を適正に管理するために条例等に基づき、適切な事務執行に努められたい。

イ 調定の整理する時期等について

国庫支出金等について、国等から分割して交付されているが、交付期ごとに財務処理を行っていた。

神奈川県後期高齢者医療広域連合予算決算会計規則（以下、「会計規則」という）別表 1 にて、調定として整理する時期等を定められており、その規定は、国庫支出金等の交付決定通知があった際、その総額で調定伝票を起票するものと解される。

会計規則に基づき、適切な財務処理に努められたい。

なお、事務処理上の軽微な注意事項については、すでに事務局内へ伝えており、対応済みの事項もあるが、引き続き改善に向けて取り組んでいただきたい。